

現 行	改 訂	
<p>1-2-8 グリーン購入法に基づく特定調達品目調達実績集計調査について</p> <p>1. 受注者は、当該工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達を推進に関する基本方針(平成29年2月4日一部変更閣議決定)に定められた特定調達品目(以下、「特定調達品目」という。)の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、これ以上に特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後(工期が当該年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで)に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。</p> <p>1-2-9 グリーン購入法に基づく特定調達品目について</p> <p>1. 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図ることを目的とし、環境への負荷の低減に資する物品等の調達を推進するために「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(通称、「グリーン購入法」という、平成12年法律第100号)が平成13年4月に全面施行された。公共工事においても、環境負荷低減に資する物品等(特定調達品目)が指定されており、事業毎の特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、積極的に使用することとする。特定調達品目における判断基準・施工条件等については国土交通省国土技術政策総合研究所HP掲載「平成29年度特定調達品目調達ガイドライン(案)」を参照すること。 (<a href="http://www.nihm.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/green/tyoutatu.htm">http://www.nihm.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/green/tyoutatu.htm</a>)</p> <p>1-2-10 技術調整会議の実施について (設計業務の成果品を用いて発注している工事で、受注金額1億円以上又は受注金額5000万円以上の構造物が主体の工事)</p> <p>1. 技術調整会議とは、工事発注者・工事受注者・工事に使用した設計業務受注者(設計コンサルタント)の3者が一堂に集まり、会を開催するものである。</p> <p>2. 受注者は、契約後「設計図書の照査ガイドライン案」に基づき照査を実施し、その結果を監督職員に報告するものとする。</p> <p>3. 会の開催は、工事に使用した設計業務等受注者の参加承諾を得られた場合は、設計思想等の伝達のため、技術調整会議を実施するものとする。</p> <p>4. 「設計図書の照査ガイドライン案」は下記に示す北海道開発局技術管理課ホームページからダウンロード出来る。 (<a href="http://www.hkd.mlit.go.jp/download/downloadlord.html">http://www.hkd.mlit.go.jp/download/downloadlord.html</a>)</p> <p>(設計業務の成果品を用いて発注している工事で、前項に該当しない工事)</p> <p>1. 技術調整会議とは、工事発注者・工事受注者・工事に使用した設計業務受注者(設計コンサルタント)の3者が一堂に集まり、会を開催するものである。</p> <p>2. 受注者は、契約後「設計図書の照査ガイドライン案」に基づき照査を実施し、その結果を監督職員に報告するとともに、問題がある場合は資料及び質問書を監督職員に書面で提出するものとする。</p> <p>3. 会の開催は、質問書に対し、監督職員が必要と認める場合で、設計業務等受注者の参加承諾を得られた場合に限り、技術調整会議を実施するものとする。</p> <p>4. 「設計図書の照査ガイドライン案」は下記に示す北海道開発局技術管理課ホームページからダウンロード出来る。 (<a href="http://www.hkd.mlit.go.jp/download/downloadlord.html">http://www.hkd.mlit.go.jp/download/downloadlord.html</a>)</p>	<p>1-2-8 グリーン購入法に基づく特定調達品目調達実績集計調査について</p> <p>1. 受注者は、当該工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境省ホームページに掲載されている「環境物品等の調達を推進に関する基本方針」に定められた特定調達品目(以下、「特定調達品目」という。)の使用を積極的に推進するものとする。 (<a href="http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html">http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html</a>)</p> <p>設計図書に定めがあるものについて、これ以上に特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後(工期が当該年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで)に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。</p> <p>1-2-9 グリーン購入法に基づく特定調達品目について</p> <p>1. 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図ることを目的とし、環境への負荷の低減に資する物品等の調達を推進するために「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(通称、「グリーン購入法」という、平成12年法律第100号)が平成13年4月に全面施行された。公共工事においても、環境負荷低減に資する物品等(特定調達品目)が指定されており、事業毎の特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、積極的に使用することとする。特定調達品目における判断基準・施工条件等については国土交通省HP掲載「平成25年度特定調達品目調達ガイドライン(案)」を参照すること。 (<a href="http://www.mlit.go.jp/tec/green.html">http://www.mlit.go.jp/tec/green.html</a>)</p> <p>1-2-10 技術調整会議の実施について (設計業務の成果品を用いて発注している工事で、受注金額1億円以上又は受注金額5000万円以上の構造物が主体の工事)</p> <p>1. 技術調整会議とは、工事発注者・工事受注者・工事に使用した設計業務受注者(設計コンサルタント)の3者が一堂に集まり、会を開催するものである。</p> <p>2. 受注者は、契約後「設計図書の照査ガイドライン」に基づき照査を実施し、その結果を監督職員に報告するものとする。</p> <p>3. 会の開催は、工事に使用した設計業務等受注者の参加承諾を得られた場合は、設計思想等の伝達のため、技術調整会議を実施するものとする。ただし、設計時の設計意図を詳細に伝達する必要が無い工事については、その限りではない。</p> <p>4. 「設計図書の照査ガイドライン」は下記に示す北海道開発局技術管理課ホームページからダウンロード出来る。 (<a href="http://www.hkd.mlit.go.jp/download/downloadlord.html">http://www.hkd.mlit.go.jp/download/downloadlord.html</a>)</p> <p>(設計業務の成果品を用いて発注している工事で、前項に該当しない工事)</p> <p>1. 技術調整会議とは、工事発注者・工事受注者・工事に使用した設計業務受注者(設計コンサルタント)の3者が一堂に集まり、会を開催するものである。</p> <p>2. 受注者は、契約後「設計図書の照査ガイドライン」に基づき照査を実施し、その結果を監督職員に報告するとともに、問題がある場合は資料及び質問書を監督職員に書面で提出するものとする。</p> <p>3. 会の開催は、質問書に対し、監督職員が必要と認める場合で、設計業務等受注者の参加承諾を得られた場合に限り、技術調整会議を実施するものとする。</p> <p>4. 「設計図書の照査ガイドライン」は下記に示す北海道開発局技術管理課ホームページからダウンロード出来る。 (<a href="http://www.hkd.mlit.go.jp/download/downloadlord.html">http://www.hkd.mlit.go.jp/download/downloadlord.html</a>)</p>	<p>記載内容が古い情報であったため、最新の内容に合うよう記載を変更</p> <p>記載内容が古い情報であったため、最新の内容に合うよう記載を変更</p> <p>語句修正 ×設計図書の照査ガイドライン案 ○設計図書の照査ガイドライン</p> <p>実施要領の表現に基づき文章を修正</p> <p>語句修正 ×設計図書の照査ガイドライン案 ○設計図書の照査ガイドライン</p>

現 行	改 訂	
<p><b>1-2-15 公共工事等における新技術活用【発注者指定型】</b></p> <p>1. 公共工事等における新技術活用対象工事については、受注者は指定された新技術の施工にあたっては、本特記仕様書によるほか「新技術情報提供システム (NETIS) URL <a href="http://www.netis.mlit.go.jp">http://www.netis.mlit.go.jp</a>」に記載されている「評価情報」や「申請情報」に留意するものとする。</p> <p>2. 受注者は指定された新技術の施工にあたって疑義がある場合には、NETIS 申請者に確認のうえ監督職員と協議するものとする。</p> <p>3. 前項により当該技術に係わる変更が生じる場合は、受注者は監督職員と協議を行い設計変更の対象とする。</p> <p>4. 受注者は、指定された新技術の施工において、当該技術に起因すると考えられる不具合が生じた場合は、監督職員に速やかに報告し協議を行うものとする。</p> <p>5. 受注者は、指定された新技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとし、調査結果については、活用効果調査入力システムにより調査表を作成し監督職員へ調査終了後速やかに提出するものとする。</p> <p>ただし、「新技術情報提供システム (NETIS)」で「活用効果調査」が不要と位置付けされた技術を除く。</p> <p>※活用効果調査入力システムの URL <a href="http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/Application/EV_Prg_Download.asp?TabType=4">http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/Application/EV_Prg_Download.asp?TabType=4</a></p> <p>6. 受注者は、対象工事によって知り得た当該技術に関わる情報を、監督職員の許可なく公表してはならない。</p> <p>(他の工種で「施工者希望型」等による新技術の申請をする場合)</p> <p>7. 受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術情報提供システム (NETIS) 等を用い、新技術等の適用の有無や試行現場照会中の新技術について検討し、有用と思われる新技術等 (ただし 1 項で指定する新技術の工種を除く) がある場合は、監督職員に報告するものとする。</p> <p>※試行現場照会中の新技術の URL <a href="http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/Search/Trial_Reference_List.asp">http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/Search/Trial_Reference_List.asp</a></p>	<p><b>1-2-15 公共工事等における新技術活用【発注者指定型】</b></p> <p>1. 公共工事等における新技術活用対象工事については、受注者は指定された新技術の施工にあたっては、本特記仕様書によるほか「新技術情報提供システム (NETIS) URL <a href="http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp">http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp</a>」に記載されている「評価情報」や「申請情報」に留意するものとする。</p> <p>2. 受注者は指定された新技術の施工にあたって疑義がある場合には、NETIS 申請者に確認のうえ監督職員と協議するものとする。 </p> <p>3. 前項により当該技術に係わる変更が生じる場合は、受注者は監督職員と協議を行い設計変更の対象とする。</p> <p>4. 受注者は、指定された新技術の施工において、当該技術に起因すると考えられる不具合が生じた場合は、監督職員に速やかに報告し協議を行うものとする。</p> <p>5. 受注者は、指定された新技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとし、調査結果については、活用効果調査入力システムにより調査表を作成し監督職員へ調査終了後速やかに提出するものとする。</p> <p>ただし、「新技術情報提供システム (NETIS)」で「活用効果調査」が不要と位置付けされた技術を除く。</p> <p>※活用効果調査入力システムの URL <a href="http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/Application/EV_Prg_Download.asp?TabType=4">http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/Application/EV_Prg_Download.asp?TabType=4</a></p> <p>6. 受注者は、対象工事によって知り得た当該技術に関わる情報を、監督職員の許可なく公表してはならない。</p> <p>(他の工種で「施工者希望型」等による新技術の申請をする場合)</p> <p>7. 受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術情報提供システム (NETIS) 等を用い、新技術等の適用の有無や試行現場照会中の新技術について検討し、有用と思われる新技術等 (ただし 1 項で指定する新技術の工種を除く) がある場合は、監督職員に報告するものとする。</p> <p>※試行現場照会中の新技術の URL <a href="http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/Search/Trial_Reference_List.asp">http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/Search/Trial_Reference_List.asp</a></p>	<p>リンク先の修正</p>